

第2次

行橋市男女共同参画プラン

(後期計画)

ゆくはしアクションプラン21

平成22年3月



になる行橋の未来。

第2次 行橋市男女共同参画プラン(後期計画)

ゆくはしアクションプラン21



後期計画の策定にあたって

行橋市では、平成8年4月の女性相談室の設置を皮切りに、市民との連携を図りながら、着実に男女共同参画社会実現に向けて施策の推進を図ってきました。平成17年3月に策定した「第2次行橋市男女共同参画プラン～ゆくはしアクションプラン21～」は、条例に基づく初めての基本計画であり、条例に掲げられた8つの基本理念に沿って、男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的・計画的にすすめていくために策定したものです。本市は、このプランに基づき、男女共同参画社会づくりのための拠点として行橋市男女共同参画



センターの設置や子育て・教育・環境・家庭・地域や高齢者福祉など、広範な分野にわたる施策を積極的に取り組んでまいりました。また平成17年11月には「ともに輝く男女共同参画都市ゆくはし」を宣言いたしました。しかしながら一方で、審議会等の女性登用率や市の女性管理職の問題、及び事業者に対しての具体的な取り組みの強化など引き続き取り組みが必要な施策も多くみられます。

そこでこの度、第2次行橋市男女共同参画プラン策定から5年目を向かえ、社会情勢から生じる課題への対応や計画の有効性を高めることを目的に見直しを行いました。後期計画では、新たな課題として「男女共同参画センターの充実」・「災害時の救助・支援対応への配慮」・「DVに関する取り組みの充実」を掲げ積極的に取り組んで参ります。

このプランを推進するには、市が率先して取り組んでいくことはもちろん、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要です。市民の皆様も家庭や地域、学校、職場などで男女共同参画社会実現に向けて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、このプラン策定にあたり熱意あるご審議、ご提言を頂きました行橋市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せ頂きました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

行橋市長 八 並 康 一

目次

第1章 基本的な考え方

1. 後期計画策定にあたって…………… 1
2. 計画における最優先すべき課題…………… 2
3. 計画の期間…………… 3
4. 後期計画の体系…………… 4

第2章 施策の基本方向と基本的施策

重点課題

- I あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり…………… 7
 1. 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進…………… 8
 2. あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進…………… 9
 3. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進…………… 10
 4. 女性リーダーの育成…………… 11
- II 一人ひとりが認め合い尊重しあう社会づくり…………… 13
 1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶…………… 14
 2. 生涯を通じた健康づくりの推進…………… 15
 3. メディアにおける人権の尊重…………… 17
 4. 国際理解と交流・国際協力の推進…………… 18
- III あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり…………… 19
 1. 男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実および社会制度についての配慮…………… 20
 2. 男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進…………… 21
 3. 生涯学習における男女共同参画の推進…………… 23
 4. 調査・研究・情報収集および提供体制の充実…………… 24
- IV 性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり…………… 25
 1. 男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実…………… 26
 2. 多様な生き方を可能にする環境整備…………… 30
 3. 男女平等な労働条件の整備…………… 31

V 計画を推進するための体制づくり	33
1. 拠点施設の整備	34
2. 総合相談体制の整備	34
3. 計画の進行管理および総合調整	35
4. 国・県および関係機関との連携・協力	35
5. 庁内推進体制の充実	36
6. 男女共同参画に関する苦情・意見への対応	36

付属資料

担当課事業一覧	39
用語解説	44
行橋市男女共同参画を推進する条例	48

文章中の※印の用語については、44 ページからの用語解説を参照ください。

第 1 章

基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 後期計画策定にあたって

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題である。」と定義し、その実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けています。併せてその実現のために国や各自治体、国民が果たす役割についても述べています。

本市においても、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、平成16年に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を施行し、平成17年に「第2次行橋市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

この度、プラン策定から5年目を迎え、その間の社会情勢の変化に伴って、具体的施策のなかで事業内容の見直しが必要なものが出てきました。また、プランの前期（平成17年度～21年度）の成果や課題を検討し、今回本プランの後期（平成22年度～26年度）の課題解決に向けた事業として取り組み、よりよい男女共同参画社会実現のために「第2次行橋市男女共同参画プラン（後期計画）」を策定するものです。

後期計画では、基本的な計画体系（目標・重点課題・基本的方向・基本的施策）は、原則として現行計画どおりとし、具体的施策について見直します。



2. 計画における最優先すべき課題

本計画では条例の基本理念の実現に向けて、5項目の重点課題をもとに施策を推進していきます。その中でも緊急性、重要性の高い次の施策については、計画期間内において積極的に実施していきます。

市における政策方針決定過程への男女共同参画の推進

政策方針決定過程への男女の共同参画こそが、男女が喜びも責任も分かち合える場面であり、男女共同参画社会の形成を図っていく基盤をなすものです。

そのために女性の知識と経験をあらゆる分野への企画・立案そして運営に活かし、行政をはじめ企業、自治会などへの積極的な参画を図ることが重要です。まず、市は自ら率先して積極的改善措置を図り、女性の参画を推進するとともに、事業者や市民団体などにおける方針決定過程への女性の参画を促進するための取り組みを支援します。

男女共同参画センターの充実

男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現に関するさまざまな施策を積極的に展開し、市民、団体および事業者の主体的な活動を助長、支援するための拠点施設として条例に位置づけられています。

情報収集、学習、調査研究、相談事業の実施および関係機関、施設との連携を図り、市民の幅広い自主的な活動をあらゆる面において支援し、また施策を推進する中核施設となるよう男女共同参画センターを充実させる取り組みをすすめます。

男女共同参画苦情処理制度の活用

市における男女共同参画を推進する施策もしくは男女共同参画に影響を及ぼす施策についての苦情、また性別による差別など、男女共同参画の推進を阻害するような人権侵害がなされた事案について市民および事業者からの申出に適切かつ迅速に対応するため、男女共同参画苦情処理委員を条例に基づいて設置しています。

申出は市民からの貴重な提案であり、市における男女共同参画の推進についての重要な鍵となるものです。市民、事業者への男女共同参画苦情処

理制度の周知徹底および活用促進を図ることで市民、事業者からより身近な視点から男女共同参画をすすめます。

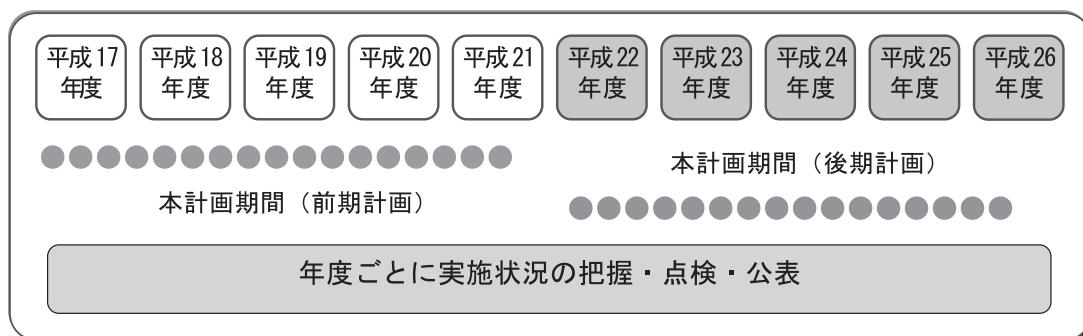
事業者登録における男女共同参画推進状況の報告

男女共同参画の推進には市および市民はもとより、事業者の協力が欠かせないものであることは明白であり、これは事業者の責務として条例にも位置づけられています。

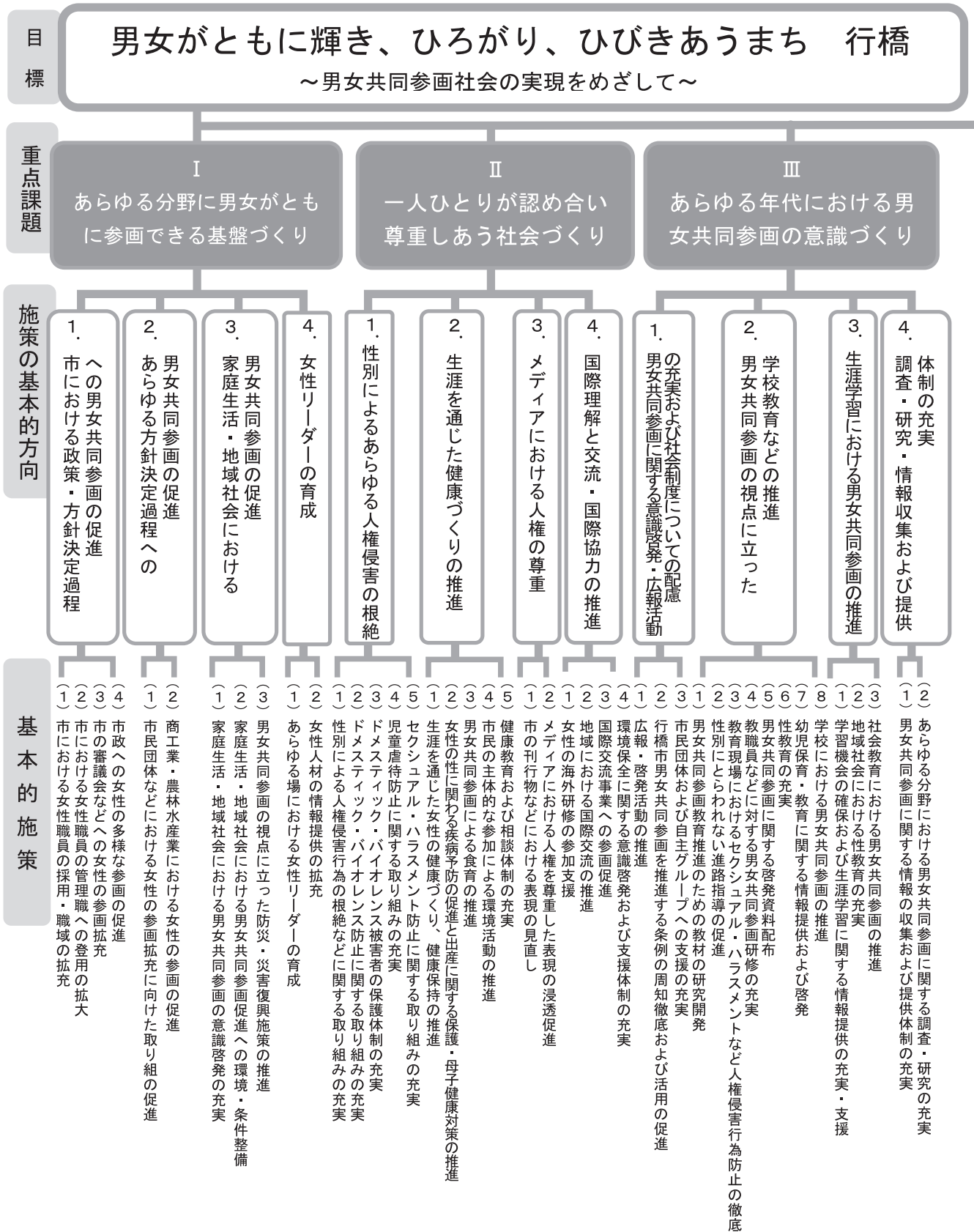
市と契約することを希望する事業者に対し、入札参加審査申請書提出時に、事業所における男女共同参画推進状況の報告について協力を要請します。提出された報告は、男女共同参画の資料として公開し、市民への意識啓発などに活用します。

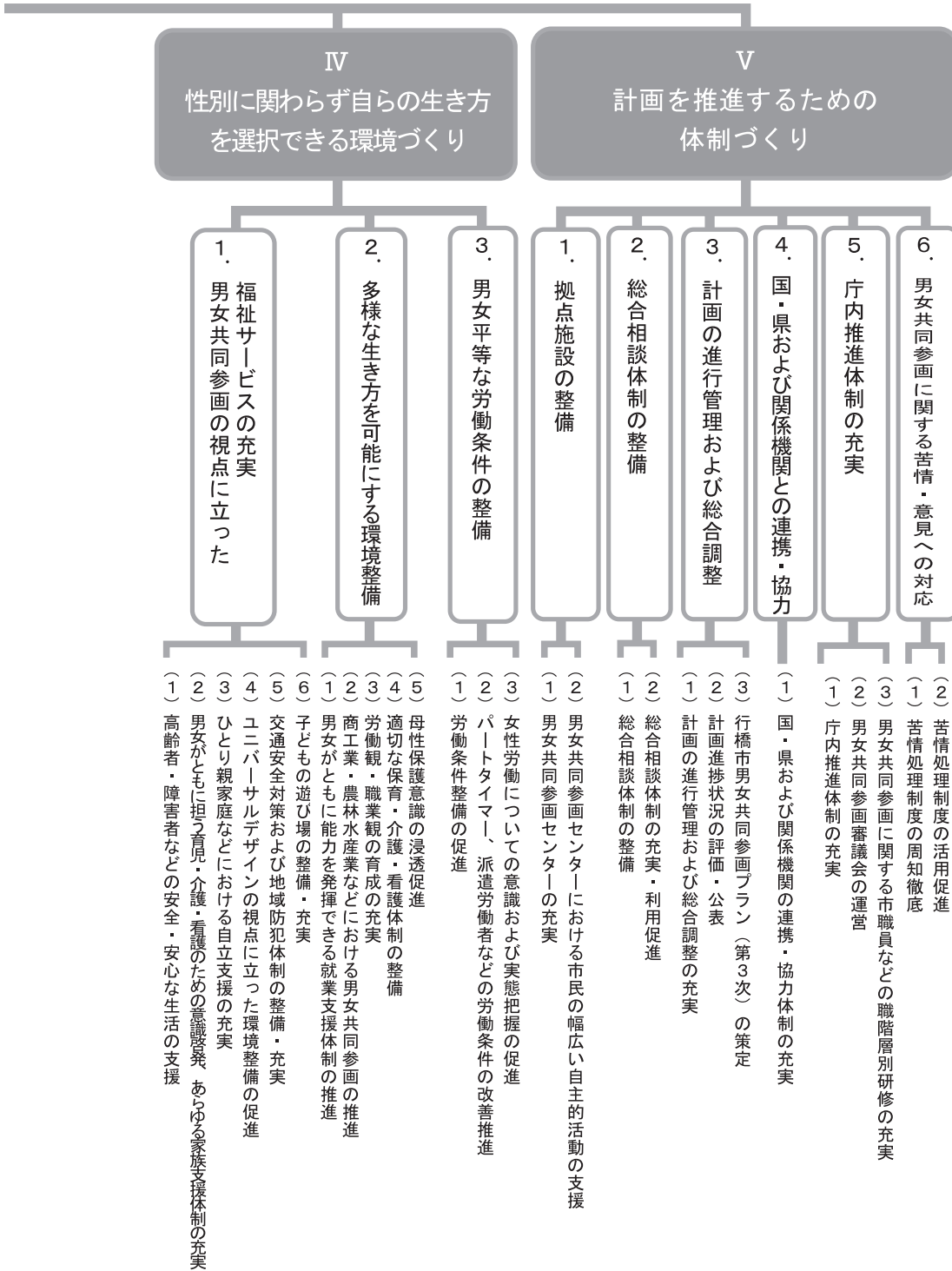
3. 計画の期間

本計画は、平成17年度から平成26年度までの10年計画とします。
この後期計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。



4. 後期計画の体系







第 2 章

施策の基本方向と基本的施策

重点課題

I

あらゆる分野に男女がともに 参画できる基盤づくり

施策の基本的方向

1. 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
2. あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進
3. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
4. 女性リーダーの育成

重点課題 I

あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり

施策の基本的方向①

市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

平成16年度の行橋市職員の状況をみると女性比率は22.6%、また、課長級以上の女性管理職は0%となっており、男女比率に大きな偏りがみられましたが、21年度では女性比率は24.9%、係長級では9.4%が20.5%となり改善がみられました。しかしながら課長級以上の女性管理職は依然として0%であり、市の審議会等においても16年度で女性登用率が13.8%だったのが21年度23.7%となり上昇はしているものの、目標の40%には達していない状況です。今後も研修会の参加や情報交換などの支援を通じ、あらゆる分野での女性の参画推進に向けた取り組みをすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-1-1 市における女性職員の採用・職域の拡充	1	男女平等な職務分担と職場環境の整備 男女とも多様な職域を経験することにより、市民の多様なニーズに対応できる人材の育成を図ります。また、男性向き、女性向きという職務分担を見直し、女性職員の分担業務の拡大を図ります。	継続	全課
	2	職員採用における男女平等の推進 職員採用において、男女平等の観点からその評価に差異が生じることのないよう、民間に対して女性面接官の推薦を働きかけ、職員の男女比率の見直しに努めます。	継続	総務課
	3	女性消防職員の採用に向けた取り組みの推進 女性職員の採用を促進し、環境の整備に努めます。	継続	消防本部
I-1-2 市における女性職員の管理職への登用の拡大	4	女性管理職の登用状況の把握と公開 行政各分野における女性管理職の登用状況を把握し、把握した女性管理職の登用状況については市報・ホームページなどで積極的に公開します。	継続	総務課 人権男女 共同参画課
	5	女性管理職の登用促進 政策決定に関わる管理職へ女性職員の登用について、具体的目標設定を行いながら取り組むとともに、意識啓発に努め、登用促進を図ります。また、係長職については昇任試験の見直しを行います。	継続	総務課
I-1-3 市の審議会などへの女性の参画拡充	6	市の審議会などへの女性の登用拡大 「行橋市審議会等への女性委員の参画促進要綱」に基づき、各種審議会などにおいて公募制度の導入を検討するなど、女性登用率40%をめざし全庁的に取り組みます。	継続	全課
	7	市の委員会への女性の登用拡大 他市の状況を十分把握し、地方自治法第180条の5に規定されるすべての委員会において女性登用率40%をめざし、対応に努めます。	継続	全課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-1-(3) 市の審議会などへの女性の参画拡充	8	審議会などの女性委員への支援 審議会などにおける女性委員が積極的に研修などに参加する機会を確保するために、情報提供や交流の場を設けるなどの支援を行います。	継続	全課
I-1-(4) 市政への女性の多様な参画の促進	9	社会教育指導員への女性の登用促進 女性の社会教育活動への参加を促進するため、公募および教育事務所からの推薦を通じ、社会教育指導員への女性登用を行います。	継続	生涯学習課
	10	文化財調査委員会への女性の登用促進 文化財についての専門知識を持った女性を見出すとともに、文化財の保護と活用について見識を有する女性を文化財調査委員に登用します。	継続	文化課

施策の基本的方向②

あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進

男女があらゆる分野で利益を享受でき、ともに責任を担うことは男女共同参画社会づくりの基盤です。この基盤づくりを促進するためには、NPO・ボランティア団体や地域などで女性が単に政策などへの決定段階に参加するだけでなく、主体的に立案の段階から参画していくことが重要となります。

農林水産、自営商工業分野においても男女共同参画を推進するため、労働環境の整備を図るよう啓発をすすめます。

また、法律や社会制度について男女共同参画の視点で見直す講座を開催するとともに、女性の政治参画を促進することで、市民の意識の高揚を図ります。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-2-(1) 市民団体における女性の参画拡充に向けた取り組みの促進	11	市民団体などへの女性の参画拡充への取り組みの促進 NPO・ボランティアなどの市民団体に対して、団体立ち上げ時などの機会を通じて方針決定過程への女性の参画をすすめるよう働きかけます。	継続	全課
	12	法律・社会制度を男女共同参画の視点で見直す講座の開催 裁判員制度など司法に関する情報の積極的な提供および経済の仕組みなどについて学習する機会の拡充を行い、法律・社会制度を男女共同参画視点で見直し、意識の高揚を図ります。	継続	生涯学習課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	13	女性の政治参画についての意識啓発 女性の議会への参画を促進するため、女性学級の講座に議会傍聴の機会を積極的に取り入れるよう努めます。また政治参画についての情報資料の収集および提供などにより、女性の政治意識を高めます。	継続	生涯学習課 選挙管理委員会 人権男女共同参画課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-2-(1) 市民団体における 女性の参画拡充に向けた 取り組みの促進	14	選挙事務などへの女性の参加促進 投票事務への女性の参加を積極的にすすめます。また、投票管理者に働きかけ、投票所における選挙立会人に女性を40%登用します。	継続	選挙管理委員会
I-2-(2) 商工業・ 農林水産業における 女性の参画の促進	15	商・工業分野における女性の経営参画促進 家族経営を含めた経営共同参画に関する講座・研修会などに関する事業者への情報提供を行い、経営共同参画の促進に努めます。	継続	企業立地課 商工水産課
	16	農林水産業における女性の経営参画促進 農業家庭などにおける家族従業者の労働環境整備をすすめるため、家族経営協定(※)の締結を指導、促進します。	継続	農政課 農業委員会
	17	漁協女性部の活動支援 漁協女性部の活動を支援し、水産業における女性の参画を促進します。	継続	商工水産課
	18	情報交換のネットワークづくり 行橋・京都地区男女共同参画推進実行委員会を開催し、女性農漁業者との意見交換会を行います。	継続	農政課

施策の基本的方向③

家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

身近な慣習・慣行を男女共同参画の視点から見直す機会を講座の開催をはじめ、多様な機会を通じて拡充します。また、環境整備として男女共同参画地域推進員の配置や地域団体への啓発などの取り組みを充実します。また、地域ぐるみで取り組む防災活動には女性の参画が欠かせません。女性が積極的に防災活動に参画できるよう呼びかけをすすめるとともに、防災・災害復興における政策・方針決定過程において、女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災を推進します。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-3-(1) 家庭生活・地域社会における 男女共同参画の 意識啓発の充実	19	身近な慣習・慣行の見直し講座の開催 身近な慣習や慣行などを社会情勢、地球環境を考慮しながら男女共同参画の視点から見直す講座を開催します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	20	多様な機会を通じた啓発 各種団体、関係者また、地域行事を通じ、行橋市男女共同参画を推進する条例の周知など男女共同参画社会実現に向けて、意識啓発をすすめます。	継続	全課
I-3-(2) 家庭生活・地域社会における 男女共同参画促進への環境・条件整備	21	地域社会活動への女性参画の拡大 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するための環境整備をすすめます。	継続	全課
	22	男女共同参画地域推進員の配置 各校区に地域推進員を配置することにより、市民の自主的活動を支援し、地域における男女共同参画をすすめます。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-3-(2) 家庭生活・地域社会における男女共同参画促進への環境・条件整備	23	自治会などの地域を担う団体への啓発の推進 自治会などの地域を担う団体に対して、男女共同参画の実現にむけた啓発活動を推進します。	継続	総務課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター
I-3-(3) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進	24	災害時の救助・支援対応への配慮 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害時には、男女のニーズの違いを踏まえた支援を行います。	平成22年度	総務課
	25	地域の防災活動への女性参画 地域の防災活動に、女性の積極的な参画を図ります。	継続	消防本部

施策の基本的方向④

女性リーダーの育成

地域社会で従来の意識や慣行・慣習を見直していくことは、粘り強い学習の積み重ねと、学習した内容を行動に活かしていく実践力が必要となります。男女共同参画に関する団体・グループなどの活動や研修参加の支援を行うとともに、地域で活動する女性が政策方針決定の場で活躍できるよう、情報提供体制の整備を進めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
I-4-(1) あらゆる場における女性リーダーの育成	26	団体・グループなどの育成支援 男女共同参画に関する団体・グループなどの活動について支援を行います。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	27	男女共同参画研修などへの参加支援 国内はもとより海外における研修に関する情報提供および参加費用の助成により、研修参加を積極的に支援します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	28	地域人権啓発指導者の研修 あらゆる人権問題に対するオピニオンリーダーの育成を図るため、市民を対象とした「コスモス人権セミナー」を実施します。	継続	人権男女共同参画課
I-4-(2) 女性人材の情報提供の拡充	29	女性人材リストの作成および積極的活用 女性人材リスト作成要領の制定および人材リストの作成により情報提供体制を整備し、人材リストの積極的な活用により、女性の登用を促進します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター

I

あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり



重点課題

Ⅱ

一人ひとりが認め合い 尊重しあう社会づくり

施策の基本的方向

1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶
2. 生涯を通じた健康づくりの推進
3. メディアにおける人権の尊重
4. 国際理解と交流・国際協力の推進

重点課題 II

一人ひとりが認め合い尊重しあう社会づくり

施策の基本的方向①

性別によるあらゆる人権侵害の根絶

男女が性別により、差別的な取り扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を十分に発揮する機会が確保されることは、全ての人が持つ重要な権利です。一人ひとりが自らの存在に誇りを持つ男女共同参画社会を実現するためには、男女の個人としての人権が尊重され、人間としての個性や能力を十分に発揮できるようにすることが必要となります。女性に対する暴力の潜在化を防止し、さまざまな問題に関する相談事業を充実するとともに暴力を許さない意識づくりをすすめます。また、緊急時の支援をはじめとしたドメスティック・バイオレンス（DV）（※）に関する取り組みを充実するとともに、関連が深いとされる児童虐待についての防止対策に努めます。併せて、セクシュアル・ハラスメント（※）防止に向けても、啓発パンフレットや研修などを展開し、行政、事業者、市民が一体となった取り組みをすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
II-1-1 性別による人権侵害行為の根絶などに関する取り組みの充実	30	女性の問題に関する相談事業の充実 さまざまな問題を抱える女性の相談に対して、関係各課および関係機関と連携を図りながら、的確な対応を行います。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	31	性犯罪や買売春などへの対策の充実 買売春が女性の人権侵害であるとの視点に立った啓発活動をすすめるとともに、学校・地域・警察などの関係機関との連携に努めます。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
II-1-2 ドメスティック・バイオレンス防止に関する取り組みの充実	32	DVを防止するための啓発 広報紙、パンフレット等による啓発を行います。	継続	人権男女共同参画課
	33	緊急時の一時避難所確保の検討 DVから逃れた女性のため、緊急時一時避難所の確保を検討します。	継続	人権男女共同参画課
	34	一時保護後の自立のための住宅など支援事業についての情報収集および調査研究 DVなどから逃れてきた女性が、一時保護施設から退所した後の住宅などの支援に関して、関係機関と連携し、情報収集および調査研究に努めます。	継続	人権男女共同参画課
	35	相談窓口の充実 婦人相談員を配置し、専用相談室・専用電話を設け、相談業務を行います。また、関係各課および関係機関との連携・協力を図り、相談体制の充実に努めます。	継続	人権男女共同参画課
II-1-3 ドメスティック・バイオレンス被害者の保護体制	36	DV被害者の保護 福岡県女性相談所や警察など関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動などの迅速で適切な支援を図ります。	継続	人権男女共同参画課
	37	DV被害者の支援 加害者から逃れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	継続	人権男女共同参画課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅱ-1-(3) ドメスティック・バイオレンス被害者の保護体制	38	拠点の設置 DV防止・被害者支援基本計画（仮称）の策定及び、配偶者暴力相談支援センター（仮称）の設置を検討します。	平成22年度	人権男女共同参画課
Ⅱ-1-(4) 児童虐待防止に関する取り組みの充実	39	いじめ・不登校・児童虐待などに関する対応ネットワークづくり 学校でのいじめ、不登校や家庭での児童虐待など、子どもの人権を侵害するさまざまな問題解決に向けて家庭、学校、地域、行政、適応指導教室などの関係機関のネットワークづくりに努めます。	継続	子ども支援課 学校教育課
	40	子どもの人権に関する法律などの広報啓発活動の推進 「子どもの権利条約（※）」や「児童虐待の防止等に関する法律」など、子どもの人権に関する条約や法律などについて広報活動を図ります。	継続	子ども支援課 人権男女共同参画課
	41	児童虐待防止のための相談事業の充実 子育て不安を緩和し、児童虐待を未然に防止するために、母子保健事業や子育てに関する各種相談事業などの充実を図ります。	継続	子ども支援課 健康対策課
Ⅱ-1-(5) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みの充実	42	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発パンフレットの作成 あらゆる年代向けのセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発パンフレットを作成・配布します。	継続	人権男女共同参画課
	43	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修などの実施 市職員や市議会議員をはじめ、事業主、労働者に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての基礎的講座、研修などを実施します。	継続	人権男女共同参画課 総務課 議会事務局
	44	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報 人権リーフレット「人権の明日をひらく」などにセクシュアル・ハラスメント防止の記事を掲載し市民へ配布（全世帯配布）します。	継続	人権男女共同参画課 総務課
	45	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント相談の充実 庁内のセクシュアル・ハラスメントの相談窓口の周知を徹底し、相談体制の充実を図ります。	継続	人権男女共同参画課 総務課

施策の基本的方向②

生涯を通じた健康づくりの推進

男女がその個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野に参画していくためには、心身ともに健康であることが前提となります。性と生殖に関する健康と権利、(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※))に対する理解と尊重は、男女の対等なパートナーシップを築く基本です。女性は、ライフサイ

クルを通じ、男性とは異なる健康上の問題に直面することが多く、こうした問題の重要性を男女ともに浸透させ、生涯を通じた健康づくりに向けた取り組みを充実していく必要があります。行橋市においては、市民の行動計画「ゆくはし健幸プラン」を策定し、健康なまちづくりを進めています。男女ともに生涯を通じ、疾病予防や健康管理など推進するため特定検診や各種講座を開催します。特に女性のライフステージ（※）に合わせた疾病予防の促進と出産に関する保護・母子健康対策の推進に関する取り組みを充実します。市民誰もが気軽に健康についてのさまざまな悩みや問題を相談できるよう健康教育および相談体制を充実します。また、食や環境は市民一人ひとりが健康に暮らしていくための基礎となります。食育（※）に関する啓発活動を進めるとともに、市民の主体的な参加による環境活動の推進に努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
II-2-(1) 生涯を通じた健康づくり、健康保持の推進	46	「ゆくはし健幸（健康）プラン」の充実 市民の行動計画として策定した「ゆくはし健幸（健康）プラン」の施策を実施し、さらなる充実を目指します。	継続	健康対策課
	47	各種健診事業の充実 指定医療機関での特定健診およびがん検診（胃・子宮・乳・大腸・肺）を実施するとともに、受診者が少ない40歳代、50歳代を中心に受診を促進するPR活動を行います。	継続	健康対策課
	48	疾病予防や健康管理の意識上に向けた啓発活動の推進 各種講座の開催やサークル活動への支援を通して、疾病予防や健康管理意識を高めるための啓発活動を推進します。	継続	健康対策課
	49	市民健康づくりクラブやスポーツクラブなどの充実 高齢者ベタンクボール、卓球、テニス、バドミントン教室などクラブ活動を通じて、健康、体力づくり、生涯スポーツなどの普及を図ります。	継続	生涯学習課
	50	薬物乱用防止についての対策 市内全小・中学校の教育課程に「薬物乱用防止計画」を位置づけ、発達段階に応じた指導を実施します。	継続	学校教育課
II-2-(2) 女性の性に関わる疾病予防の促進と出産に関する保護・母子健康対策の推進	51	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の普及 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を普及させるため、市民への情報提供に努めます。	継続	健康対策課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター 生涯学習課
	52	家庭づくり、家族計画・妊娠・出産に関する講座の充実 家庭づくり、家族計画、妊娠、出産に関する講座の充実を図ります。	継続	子ども支援課
	53	健全な母性育成のための啓発活動の推進 健全な母性育成のため、妊娠時の両親学級などの開催を積極的にすすめます。	継続	子ども支援課
	54	妊産婦健康診査体制の整備 妊産婦の疾病などに対する予防のため、身体の異常の有無を早期発見する機会の確保および適切な指導を行います。	継続	子ども支援課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅱ-2-(3) 男女共同参画による食育の推進	55	食生活についての講座・イベントを通じた地域に根ざした健康づくりの推進 食生活の安全性について講座などの開催、健康展などのイベントを通じ、地域に根ざした健康づくりの推進を行います。	継続	健康対策課
	56	生涯を通じた食育環境づくりの推進 食生活改善推進教室(ヘルシー教室)を実施し、子どもの頃からの食育についての食環境づくりをすすめます。	継続	子ども支援課
	57	食品の安全性に関する学習の実施 技術・家庭科などの授業において、食品の安全性についての学習を実施します。	継続	学校教育課
Ⅱ-2-(4) 市民の主体的な参加による環境活動の推進	58	ごみ減量とリサイクル推進活動への参画促進 「ごみの分別化・有料化」によるごみ減量とリサイクルを推進し、市民の参加・啓発活動を通じて環境への意識の向上を図ります。	継続	環境課
	59	市民による河川清掃への参画促進 環境美化への意識向上を図るため、市民全体で今川を中心とした河川清掃を実施します。また、誰でも気軽に参加できるような参加体制づくりに取り組みます。	継続	環境課
Ⅱ-2-(5) 健康教育および相談体制の充実	60	健康教育の実施 健康に関する正しい情報提供、定期的な健康チェックの機会の提供により、自分の健康は自分で守るという意識啓発を行います。	継続	健康対策課
	61	健康相談事業の充実 ライフサイクルに応じた心と体の健康問題に関する相談体制を充実します。	継続	健康対策課

施策の基本的方向③

メディアにおける人権の尊重

ポスター、チラシ、広告などの公衆に表示する情報は、人々の意識に重大な影響を及ぼすと考えられます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられ、女性の人権を著しく侵害する暴力を助長する可能性があると考えられます。公衆に表示する情報に対して、女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取り組みを促していきます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅱ-3-(1) 市の刊行物などにおける表現の見直し	62	公的広報ガイドラインの作成 市発行の刊行物について公的広報のガイドラインを作成し、ジェンダーバイアス(※)のない広報を行います。	継続	人権男女共同参画課
	63	市の刊行物などの表現の見直し ジェンダー(※)の視点を踏まえた行政資料の作成をすすめます。	継続	全課
Ⅱ-3-(2) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進	64	メディア・リテラシーに関する学習機会の提供 メディアにおける性の商品化や暴力表現の防止など、メディア・リテラシー(※)の重要性について学習する機会をつくります。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター 生涯学習課 総合政策課

施策の基本的方向④

国際理解と交流・国際協力の推進

現在、男女共同参画社会づくりは、女性差別撤廃条約や北京行動綱領など国際的な取り組みとしてすすめられており、国際社会との協調は欠かせないものとなっています。また、行橋市在住の外国人との国際交流を図り、互いの違いを認め合いながら、理解し合うことは非常に重要なことです。近年、地球温暖化など地球規模で対策をすすめていかなければならない深刻な環境問題が進行しています。行橋市においても市民が国際関係の中で環境について考えていくための取り組みをすすめるとともに、簡単に実施できる身近な環境保護についての冊子の配布などを通じ、一人ひとりが身近なところから環境保全に参画できる環境づくりをすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
II-4-(1) 女性の海外研修の 参加支援	65	海外研修などへの支援 「福岡県女性研修の翼」など、海外研修に関する情報提供および参加費用の助成により研修参加を支援します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
II-4-(2)	66	市内行事を通じた国際交流の促進 国際理解を深めるため、外国人へ文化祭などへの参加を呼びかけ、市民との相互交流を促進します。	継続	総合政策課
地域における 国際交流の推進	67	国際交流事業の促進 小・中学校の英語学習指導に外国語指導助手を派遣し、生きた英語指導の充実を図ります。	継続	学校教育課
	68	多言語による資料の作成 多言語による資料を提供し、在住の外国人に充実した情報提供を図ります。	継続	総合政策課
II-4-(3) 国際交流事業への 参画促進	69	国際交流事業に関する情報提供の拡充 市で開催する国際交流事業に関する情報を市報・ホームページなどを通じて積極的に市民に提供します。	継続	総合政策課
	70	海外における男女共同参画に関する情報の収集・提供 アジア諸国をはじめとする諸外国における男女共同参画に関する情報を積極的に収集、提供します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	71	国際交流事業への参加・参画の促進 国際交流事業に積極的に外国人の参加・参画をすすめます。	継続	総合政策課
II-4-(4) 環境保全に関する 意識啓発および 支援体制の充実	72	環境保全に関する学習機会の確保 ごみ問題・環境汚染問題が市民の生活にどのような影響を与えるか学習する機会をつくります。	継続	環境課
	73	環境保全に関する自主活動団体への支援 国際的な環境保護の視点に立ち、環境保全に取り組む自主活動団体を支援します。	継続	環境課
	74	環境保護活動への参画促進 簡単に実施できる身近な環境保護についての冊子を公民館、学校、官公庁などへ配布し、環境保護活動への市民参画をすすめます。	継続	環境課

重点課題

Ⅲ

あらゆる年代における 男女共同参画の意識づくり

施策の基本的方向

1. 男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実
および社会制度についての配慮
2. 男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進
3. 生涯学習における男女共同参画の推進
4. 調査・研究・情報収集および提供体制の充実

重点課題 Ⅲ

あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

施策の基本的方向①

男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実および社会制度についての配慮

行橋市では男女共同参画に関する講演会やシンポジウムの開催、市報「ゆくはし」を通じた啓発活動をすすめてきました。今後もこれらの活動を継続するとともに、「男女共同参画を推進する日・月間」を活用した啓発活動を積極的に行います。「行橋市男女共同参画を推進する条例」の市民の理解をすすめるための出前講座を積極的に開催し、周知徹底を図ります。また市内で活動拠点を持つ男女共同参画に関する市民団体および自主グループの活動を支援するため、行橋市男女共同参画センターを中心に市民企画の公募や自主活動・学習の支援を行うとともに、各種団体などのネットワークの形成支援に取り組みます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-1-1 広報・啓発活動の推進	75	広報・啓発活動の充実 リーフレット、市報・ホームページや研修会、講演会などでテーマとして男女共同参画について積極的に取り入れ、市民への広報・啓発活動の充実に努めます。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター 生涯学習課
	76	啓発パネルの作成・活用の促進 男女共同参画に関する啓発パネルを作成し、各種講演会や研修会などでの展示や貸し出しを行い、市民の意識啓発を図ります。	継続	人権男女共同参画課
	77	啓発資料の作成・配布 市民の理解を深めるために、男女共同参画に関連するポケットガイドなど、わかりやすい啓発資料を作成します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	78	出前講座の実施 男女共同参画についての市民の学習機会の確保および意識啓発のため、出前講座を積極的かつ計画的に実施します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	79	図書館を利用した啓発活動の促進 図書館で「男女共同参画を推進する月間」(6月)に合わせた特集を行い、市民の意識啓発を図ります。	継続	文化課
Ⅲ-1-2 行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底および活用の促進	80	行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底 庁内外へ出前講座などの開催により、「男女共同参画を推進する条例」の周知徹底を図ります。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	81	男女共同参画を推進する日・月間の活用 男女共同参画を推進する日・月間に合わせて、男女共同参画について広く市民に啓発する機会をつくります。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
Ⅲ-1-3 市民団体および自主グループへの支援の充実	82	市民による公募企画への支援 市民および市民団体・自主グループなどの理解を深めるために、男女共同参画の視点を取り入れた講座の企画を公募し、実施を支援します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	83	自主活動・学習の支援 市民団体・自主グループなどの自主的な活動および学習に対して、場所の提供また講師などの紹介を積極的に行うことにより、市民活動支援の充実に努めます。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-1-(3) 市民団体および自主グループへの支援の充実	84	ネットワークの形成支援 各種団体などにおけるネットワークを拡充させるため、交流会などの開催により、交流機会をつくります。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター

施策の基本的方向②

男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進

男女共同参画を推進していくうえで学校教育の役割は極めて大きなものがあります。そのため、各小中学校の道徳や特別活動等の推進計画の中に男女共同参画の視点を盛り込むとともに、教育に携わるものが男女共同参画の視点を持って、指導ができるように研修を行います。さらに、性に関する正しい理解の普及に向けて、年齢に応じた性教育を充実させるとともに、学校内でのセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みをすすめます。学校教育における男女共同参画の推進として、学校内の慣習の見直しや女性職員の管理職への積極的な登用などを通じた取り組みをすすめます。幼児期からの取り組みについても、保護者や指導者に対する男女共同参画に関する研修の充実や啓発資料の配布を通じて啓発活動をすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-2-(1) 男女共同参画教育推進のための教材の研究開発	85	児童・生徒用副読本の活用 児童・生徒向けの副読本の活用により、男女共同参画教育の推進と充実に努めます。	継続	学校教育課
	86	教育課程の編成と教材の見直し 第13地区教科用図書採択協議会により、男女平等観に立った教科書の選定を行います。	継続	学校教育課
	87	男女共同参画に関する児童・生徒の作品募集 小・中学生を対象に男女共同参画に関する標語や作文などを募集し、作品を啓発に活用します。	継続	学校教育課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター
Ⅲ-2-(2) 性別にとらわれない進路指導の促進	88	情報の収集・提供の充実 児童・生徒および保護者に対して適切な進路指導を行うため、情報の収集、提供を積極的に行います。	継続	学校教育課
	89	進路指導内容の充実 性別に関わりなく個性と能力に応じた指導内容を検討し、多様な生き方を含め充実した進路指導を図ります。	継続	学校教育課
Ⅲ-2-(3) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなど人権侵害行為防止の徹底	90	児童・生徒が相談しやすい体制づくりの促進 「プロジェクトA(※)」などを活用し、児童・生徒が虐待、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、さまざまな性に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう、関係機関と連携しながら体制づくりをすすめます。	継続	学校教育課
	91	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会の実施 教育現場におけるあらゆるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、教職員向けの研修会を実施します。	継続	学校教育課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-2-(4) 教職員などに対する男女共同参画研修の充実	92	教職員研修の充実 福岡県発行「男女共同参画教育の手引書」を活用し、教職員を対象とした勉強会などを実施することにより、男女共同参画研修の充実を図ります。	継続	学校教育課
	93	男女平等教育自主研究の奨励および支援 教職員の自主的な男女平等教育に関する学習機会の確保のため、研修に参加しやすい環境づくりを支援します。	継続	学校教育課
Ⅲ-2-(5) 男女共同参画に関する啓発資料配布	94	啓発冊子の配布 中学生および保護者へ、思春期を迎えるための準備に関する冊子を配布することにより、自立へ向けた啓発をすすめます。	継続	学校教育課
	95	関係資料などの収集および提供 男女平等教育の充実を図るため、関係資料を収集し、教職員および学校関係者などへ積極的に提供を行います。	継続	学校教育課
Ⅲ-2-(6) 性教育の充実	96	教職員に対する研修の充実 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れ、充実した性教育を行うために、全教職員の研修受講の推進および校内研修を積極的に実施します。	継続	学校教育課
	97	指導内容の充実 小学校1年生から児童・生徒の発達に応じた計画的な性教育指導を実施します。また、親子で考える性教育などをテーマとした教育講演会を実施します。	継続	学校教育課
	98	日常における性教育の推進 保健体育の授業における通常教育のほか、養護教諭と連携を取り、日常における性教育の充実を図ります。	継続	学校教育課
Ⅲ-2-(7) 幼児保育・教育に関する情報提供および啓発	99	幼児保育・教育関係者の研修内容の充実および参加促進 関係機関と連携を図り、幼稚園・保育園・小学校における合同研修会などに男女共同参画の視点を取り入れることにより、内容の充実を図り、幼児保育・教育関係者の研修への参加を促進します。	継続	学校教育課 子ども支援課
Ⅲ-2-(8) 学校における男女共同参画の推進	100	教育委員会における教育目標の設定 「男女平等教育の推進」を図るため、行橋市教育行政方針に位置づけます。	継続	学校教育課
	101	学校内慣習の見直し 出席簿の配列を男女混合の五十音順にするなど、男女共同参画の視点から従来の学校慣習の見直しを積極的にすすめます。	継続	学校教育課
	102	教育環境の整備 「技術・家庭科」を男女共通履修とするなど、男女がともに生活に必要な基礎知識と技術を習得できるような教育を受けるための教職員体制の充実や施設の整備をすすめます。	継続	学校教育課
	103	女性教職員の管理職への積極的登用 管理職への女性の登用促進および進路指導的役割を担う女性教職員の登用の拡大を図るため、昇任試験を積極的に受験するよう指導します。	継続	学校教育課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-2-(8) 学校における 男女共同参画の推進	104	育児・介護休業など取得の促進 女性に限らず男性教職員の育児休業・産前産後休業・介護休業(※)などの取得を促進します。	継続	学校教育課

施策の基本的方向③

生涯学習における男女共同参画の推進

男女一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習は極めて大きな意義を持ちます。地域や家庭で生じる男女平等の問題への啓発には、公民館などの市民の身近な場を活用した講座や研修会の開催が必要となります。開催する際には、子育て中の人も参加しやすいように託児ボランティアの配置に努めます。市民の生涯学習における男女共同参画を推進するためには、社会教育に関わる人たちの協力が欠かせないものであり、社会教育関係者に対する男女共同参画について定期的な研修を実施するとともに、社会教育指導員への女性の積極的な登用に努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-3-(1) 学習機会の確保および 生涯学習に関する 情報提供の充実・支援	105	学習機会の確保 市民大学講座、女性学級などの開催を通じて、あらゆる年代に学習機会を確保するための支援を積極的に行います。	継続	生涯学習課
	106	体験学習活動の充実 男女共同参画についての意識を育むため、地域における「こども講座」などの体験学習活動の充実を図ります。	継続	生涯学習課
	107	税に関する啓発活動の充実 誰もがわかりやすいように税のしくみについての周知を図るため、ちらし・パンフレットなどの配布により積極的に啓発を行います。	継続	税務課
	108	ITに関する学習機会の確保 充実したIT(※)講習会の実施できる環境整備をすすめ、ITに関する学習ができる機会をつくります。	平成22年	生涯学習課
	109	情報提供の充実 生涯学習に関する情報提供を積極的に行い、市民の自主的な学習活動を支援します。	継続	生涯学習課
	110	講座における託児ボランティアの配置 市民の学習機会の確保のため、市の主催講座などの開催時に託児ボランティアの配置を行います。	継続	全課
Ⅲ-3-(2) 地域社会における性教育の充実	111	あらゆる年代に向けた性に関する講座の実施 あらゆる年代に向けて公民館講座や出前講座などを通じて、性に関する正しい認識の普及に努めます。また、自主的な学習活動に対して支援を積極的に行います。	継続	生涯学習課 健康対策課
Ⅲ-3-(3) 社会教育における 男女共同参画の推進	112	男女共同参画研修の推進 社会教育関係者に男女共同参画に関する研修を定期的実施します。	継続	生涯学習課
	113	社会教育指導員への女性の登用促進 女性の社会教育活動への参加を促進するため、公募および教育事務所からの推薦を通じ、社会教育指導員への女性登用を行います。	継続	生涯学習課

施策の基本的方向④

調査・研究・情報収集および提供体制の充実

社会のあらゆる分野において男女共同参画に関する調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有を図り、改善に努める必要があります。また、女性が置かれている現状を客観的に把握するために、各種の統計、調査や分析をすすめ、その結果を明らかにしていくことも重要です。その一方で、市民の範となるべき市職員が男女共同参画に対してどのような意識を持っているのかを把握することも重要となります。男女共同参社会に向けた意識形成のため、慣行の見直しなどについての広報・啓発活動、各種の調査・研究や情報の収集・提供を積極的にすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
Ⅲ-4-(1) 男女共同参画に関する 情報の収集および 提供体制の充実	114	関連図書および資料の収集・提供の充実 男女共同参画関連図書および資料の収集を積極的に行うとともに関連資料リストの作成および公開により、レファレンス機能(※)を高め、市民の主体的活動を支援します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	115	情報提供体制の充実 市報・ホームページ、FMラジオ、チラシなどにより、各種講座について積極的に情報提供することにより、市民の参加を促進します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター 生涯学習課
	116	情報誌の発行 男女共同参画における行橋市の現状および今後取り組むべき課題、また各種セミナー、イベントなどについて、市民へ広く情報提供を行うため、情報誌を定期的に発行し、市民および関係機関へ配布します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
Ⅲ-4-(2) あらゆる分野における 男女共同参画に関する 調査・研究の充実	117	事業者における男女共同参画状況の調査・研究 指名登録事業者から提出された男女共同参画状況報告書を基に、市内事業者における男女共同参画の推進状況について調査・研究を行います。	継続	人権男女共同参画課
	118	市民意識調査の実施 市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市民を対象とした意識調査を定期的に行います。	継続	人権男女共同参画課
	119	女性労働実態調査の実施 市内の事業者の女性労働に関する意識と実態を把握するため、事業者を対象とした意識調査を定期的に行います。	継続	人権男女共同参画課
	120	教職員意識調査の実施 教職員の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、教職員を対象とした意識調査を定期的に行います。	継続	人権男女共同参画課 学校教育課
	121	市職員に対する意識調査 市職員の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市職員を対象とした意識調査を定期的に行います。	継続	総務課 人権男女共同参画課

性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり

施策の基本的方向

1. 男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実
2. 多様な生き方を可能にする環境整備
3. 男女平等な労働条件の整備

重点課題 IV

性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり

施策の基本的方向①

男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実

行橋市においては、高齢者・障害者などの安全・安心な生活を支援するため、介護保険制度や高齢者福祉施策や障害者（児）施策の充実を図り、特に相談体制について関係機関と連携した取り組みをすすめるとともに、介護や育児中の家庭を支援するため、レスパイトケアサービス（※）の充実に努めます。また併せて、保育サービスなどの充実も図っていきます。近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭が増加する傾向がみられます。ひとり親家庭では就労をはじめ、さまざまな面で負担が重くなる場合が考えられ、ひとり親家庭などにおける自立支援を充実していくことが必要です。近年、子どもや高齢者が被害に遭う事故や事件がメディアに多くとりあげられています。市内の公共施設や道路については、ユニバーサルデザイン（※）の視点にたった整備をすすめるとともに、安全・安心に配慮した公園整備などの取り組みを充実していきます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-1-(1) 高齢者・障害者などの 安全・安心な 生活の支援	122	公的年金制度の周知促進 年金受給権の確保を促進するため、公的年金制度の周知をすすめます。	継続	市民課
	123	疾病・寝たきり予防および健康の保持・増進 高齢者の疾病・寝たきり予防、健康の保持・増進をめざし、主体的に健康づくりを行えるような環境づくりをすすめます。	継続	健康対策課 介護保険課
	124	「地域支援事業」による高齢者への自立支援 要介護状態に陥る恐れのある高齢者を「特定高齢者」と位置づけ、デイサービスや配食サービス、ショートステイを提供し、要介護状態にならないよう自立支援をすすめます。	継続	介護保険課
	125	「緊急通報システム」の整備支援 65歳以上の虚弱な単身高齢者などの世帯に、身体に異常が発生した際ボタンひとつで関係機関へ通報できる「緊急通報システム」の設置をすすめます。	継続	介護保険課
	126	「老人福祉電話」の整備支援 65歳以上で電話のない所得税非課税世帯の単身高齢者に安全確認などを行うための「老人福祉電話」の貸与を行います。	継続	介護保険課
	127	食の自立支援事業の実施 食の支援から、ひとり暮らしの高齢者および高齢者夫婦などが在宅において自立した生活を営めるよう、地域包括支援センターを核として食に関する暮らし全般の評価を行い、計画的な食の自立支援事業を実施します。	継続	介護保険課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-1-1 高齢者・障害者などの 安全・安心な 生活の支援	128	就労の場の確保 シルバー人材センターなどの活用により、定年退職者など、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保するとともに、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。	継続	介護保険課
	129	行橋京都地区高齢者はつらつ活動拠点事業の開催 高齢者の交流、学習機会の確保のため、行橋京都地区高齢者はつらつ活動拠点事業を開催します。	継続	生涯学習課
	130	障害児における療育事業の充実 健康対策課をはじめ、関係機関と連携を深め、発達の遅れや障害を有する幼児および保護者を対象に言語・心理相談や療育・訓練事業を実施し、発達を支援する体制づくりの充実をすすめます。	継続	子ども支援課
	131	障害者（児）における短期入所（ショートステイ）サービスの充実 自立支援給付費（障害福祉サービス）の周知徹底を図るとともに、必要なときに身体障害者療護施設などのショートステイサービスが受けられる体制づくりをめざし、民間活力などの導入により、ベッド数の確保を積極的にすすめます。	継続	地域福祉課
	132	知的障害者（児）および身体障害者（児）施設の整備・充実 民間活力などの導入により、障害者の生活支援および社会復帰へ向けて通所の知的障害者更正施設や授産施設の整備・充実をすすめます。	継続	地域福祉課
	133	相談体制の充実 社会福祉協議会など、関係機関との連携を図り、研修会やケース検討会を開催し、相談員の相談援助技術の向上を図ります。	継続	地域福祉課 (社会福祉協議会)
	134	専門相談体制の充実 複雑多様化する利用者の相談ニーズに対応するため、法律相談回数を増やすなど専門相談体制の充実強化を図ります。	継続	地域福祉課 (社会福祉協議会)
IV-1-2 男女が共に担う育児・ 介護・看護のための 意識啓発、あらゆる 家族支援体制の充実	135	生活における自立をめざした学習講座などの開催 家事自立に向けての料理教室などをはじめ、男女ともに生活における自立をめざした学習講座の開催をすすめるとともに、男性の食生活改善推進員の育成・支援に取り組みます。	継続	健康対策課
	136	休暇・休業制度の周知および取得促進 男女がともに仕事と家庭および育児の両立を図りながら働き続けることができるよう、介護・看護・育児休暇や育児休業制度（※）の周知徹底を通じ、取得促進をすすめます。	継続	子ども支援課 総務課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-1-(2) 男女が共に担う育児・ 介護・看護のための 意識啓発、あらゆる 家族支援体制の充実	137	レスパイトケアサービスの整備 子ども・高齢者・障害児（者）などの育児・ 介護・看護を要する家族に対して、ショール ステイなどのレスパイトケアサービスの整備 を積極的にすすめます。	継続	介護保険課 地域福祉課 子ども支援課
	138	行橋市次世代育成支援行動計画の実施 子どもを産み、育てやすい環境づくりをめ ざして、「行橋市次世代育成支援行動計画」 の実施を積極的にすすめます。	継続	子ども支援課
	139	親子のふれあいを取り入れた講座などの開催 父親としての子育てへの関わり方や家庭教 育の在り方などをテーマに、親子のふれあい を取り入れた講座を積極的に開催します。	継続	生涯学習課
	140	子育てに関する講座・イベント・子育て教室 などの開催 育児不安の軽減や支援のため、すくすくク ラス（両親学級）、ばくばくクラス（おやつ づくり）、もぐもぐクラス（離乳食教室）、ふ たごちゃん、みつごちゃんサークル「さくら んぼ」、ハグ・ルーム（育児相談室）などの 各種子育て教室を開催します。また、父親・ 母親が参加できる子育てのための講座やイ ベントを開催し知識や情報提供の充実をすす めます。	継続	子ども支援課
	141	保育内容の充実 多様化する保育ニーズに対応するため、公 私立全園での延長保育や乳児保育、一時保育、 病後児保育の推進に努め、保育内容の充実を 図ります。	継続	子ども支援課
	142	巡回訪問指導の実施 子どもの健やかな成長のため、家族への身 近な相談の場および保育士と親子の信頼関係 づくりへとつながる巡回訪問指導の実施を積 極的にすすめます。	継続	子ども支援課
	143	託児ボランティアの支援 託児環境の充実をめざし、託児ボランティ アの支援を積極的にすすめます。	継続	子ども支援課
	144	放課後児童クラブの充実 放課後、親の共働きなどにより保護者の保 護を受けられない小学校低学年の児童を対象 とした児童クラブにより、育児家族支援体制 の充実を図ります。	継続	子ども支援課
	145	子育て、介護教室の開催 女性学級などにおいて、子育て、介護等そ の現状や課題について講座を開催します。	継続	生涯学習課
	146	公的介護保険制度の充実 平成 21 年度からの第 4 期計画において、 介護保険制度の更なる充実を図るとともに、 平成 24 年度からの第 5 期目に向け、男女共 同参画の視点も含め各種施策に積極的に取り 組みます。	継続	介護保険課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-1-(2) 男女が共に担う育児・介護・看護のための意識啓発、あらゆる家族支援体制の充実	147	介護に関する情報提供および相談体制の充実 地域包括支援センターを核とし、地域ケア複合センターなどにおいて、介護教室の開催などにより介護を担う人材の資質・技量の向上を図ります。また在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種サービスを包括的、総合的に受けられるよう、相談体制の充実をすすめます。	継続	介護保険課
	148	「地域支援事業」による高齢者への自立支援 要介護状態に陥る恐れのある高齢者を「特定高齢者」と位置づけ、デイサービスや配食サービス、ショートステイを提供し、要介護状態にならないよう自立支援をすすめます。	継続	介護保険課
IV-1-(3) ひとり親家庭などにおける自立支援の充実	149	自立支援事業の充実 母子世帯などのひとり親家庭において、就労の機会を広げるための就労指導および相談体制の充実をすすめる、就職活動支援、保育所利用の促進を図ることにより、生活における自立をすすめます。	継続	生活支援課 子ども支援課
	150	相談体制の充実 相談内容に対する的確な指導・助言を行い、相談体制の充実を図るため、婦人相談員、母子自立支援員の研修参加機会の積極的確保をすすめる、資質の向上に努めます。	継続	人権男女共同参画課 子ども支援課
IV-1-(4) ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備の促進	151	駅周辺西口地区土地区画整備事業 高齢者や障害者をはじめ、すべての人が生活しやすい道路、宅地、公園など公共施設の整備をすすめます。	継続	区画整理課
	152	生活者にやさしい道路整備 安全で安心して通行できる、あらゆる歩行者に優しい歩道の整備をすすめます。	継続	土木課
	153	「ひとにやさしいまちづくり整備計画」の推進 「行橋市ひとにやさしいまちづくり整備計画」に基づき、公営住宅新設時において道路環境の整備および植栽などに配慮したゆとりの空間の整備を計画的にすすめます。	継続	都市政策課
	154	ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅建替事業の促進 市営住宅において緊急システムなどの整備により、高齢者や障害者をはじめ誰もが生活しやすいユニバーサルデザイン仕様の住宅整備をすすめます。	継続	都市政策課
	155	公的施設における施設整備の促進 公民館および文化施設などにおいて洋式トイレおよび手すりなどを設置するとともに、ベビーキープ、ベビーベッドの設置をすすめる、誰もが利用しやすい環境づくりの促進に努めます。	継続	生涯学習課 文化課
IV-1-(5) 交通安全対策および地域防犯体制の整備・充実	156	交通安全対策の充実 交通事故防止のため、道路標示設置など、交通安全対策の充実を図ります。	継続	総合政策課 都市政策課 土木課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-1-(5) 交通安全対策および 地域防犯体制の整備・ 充実	157	地域防犯活動の促進 自治会や防犯協会などの関係団体との連携により、市民とともに地域の防犯活動の促進に努めます。	継続	総務課
IV-1-(6) 子どもの遊び場の整 備・充実	158	子どもが安全に遊べる公園の整備 「緑の基本計画」に基づき、子どもが安心して安全に遊ぶことのできる公園の整備を積極的にすすめます。	継続	都市政策課
	159	子育て支援の総合施設の設置に向けた検討の促進 親子で遊べる場所の提供および子育て支援のための総合施設として、児童館などの設置検討をすすめます。	継続	子ども支援課
	160	アンビシャス広場事業の実施 子どもの居場所づくりとして、小・中学生を対象に公民館を利用したアンビシャス広場事業(※)の実施を積極的にすすめます。	継続	生涯学習課

施策の基本的方向②

多様な生き方を可能にする環境整備

性別にとらわれずにそれぞれの能力を発揮できるよう、多様な生き方を可能とする環境整備をすすめる必要があります。そこで、自らが多様な生き方を選べるよう、男女がともに能力を発揮することのできる就業支援体制の整備をすすめるとともに、介護や看護、子育て中の家庭への支援体制を充実します。また、商工業や農林水産業などの自営業が多い業種についても積極的啓発に努めます。また、地域のかげがえのない財産である子どもたちが豊かな人生観を持ち、就業を含めた多様な生き方を選べるよう労働観・職業観の育成に努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-2-(1) 男女が共に能力を 発揮できる 就業支援体制の推進	161	再就職のための情報提供・セミナーの開催 関係各機関と連携し、再就職のための支援に関する情報提供およびセミナーを開催します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター 企業立地課
	162	就業支援技術取得講座の実施 再就職希望者などを対象に就業に必要な知識、技術などに関する講習を実施し、資格を取得することにより就業を支援します。	継続	企業立地課
	163	新規就農サポート事業の推進 新規就農サポート事業により就農希望者を支援し、新たな農業の担い手の創出を推進します。	継続	農政課
IV-2-(2) 商工業・農林水産業 などにおける 男女共同参画の推進	164	農・漁業・商工自営業などに従事する労働者の労働条件・生活環境の改善 労働と家事・育児などを男女が共同で行えるよう、労働条件や生活の合理化などについての啓発を積極的に行います。	継続	商工水産課 農政課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-2-(2) 商工業・農林水産業 などにおける 男女共同参画の推進	165	「農山漁村女性の日」の活用 「農山漁村女性の日」に合わせて商工業・農林水産業における男女共同参画についての啓発活動に取り組みます。また、パンフレットの作成・配布による啓発活動も併せて実施し、男女共同参画に関する知識習得のための学習会を開催します。	継続	商工水産課
	166	自主的活動を行う団体の支援 商工業・農林水産業などにおける女性の地位向上および経営共同参画などをめざし、自主的に活動を行うグループに対し、情報の提供や講師の紹介などの積極的に支援を行います。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター 企業立地課
IV-2-(3) 労働観・職業観の 育成の充実	167	子どもたちへの労働観・職業観の育成 学校、地域において、豊かな人生観を含めた労働観・職業観を育成するための職場体験、出前講座などを積極的にを行います。	継続	学校教育課
IV-2-(4) 適切な保育・介護・ 看護体制の整備	168	介護・看護体制の整備 ライフステージに応じた市民の健康保持の推進のため、医療機関をはじめ関係機関との連携を充実し、介護および看護に関する体制を整備します。	継続	介護保険課 健康対策課 子ども支援課
	169	子育て支援体制の充実 子どもの健康づくり推進のため、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関や子育て中の保護者からなる住民参加型の連携ネットワークを築き、多面的でかつ総合的な子育て支援体制の充実を図ります。	継続	子ども支援課
IV-2-(5) 母性保護意識の 浸透促進	170	母性保護のための啓発活動の推進 母子手帳交付時に母性健康管理指導事項連絡カードの紹介をはじめとし、厚生労働省、公共職業安定所などが作成している育児休業給付に関するチラシを配布するなど、母性保護のための啓発活動を積極的に推進します。	継続	子ども支援課

施策の基本的方向③

男女平等な労働条件の整備

市民一人ひとりが性別に関わらず自らの生き方を選択できるようになるためには、労働環境における男女平等な条件整備が重要です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※））のとりやすい多様な働き方を選択できるよう、「次世代育成支援対策推進法（※）」の周知を図るなど、さまざまな啓発を行うとともに、市内の事業者に向けて、男女がともに平等な立場で仕事と他の活動が両立できる環境づくりをすすめるように啓発をすすめます。男女平等な労働条件の整備をすすめるためには、労働環境の実態把握が不可欠です。市内事業者に対して、意識および実態を把握する調査を定期的に行うとともに、市の指名事業者登録の機会などを利用した状況把握に努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
IV-3-(1) 労働条件整備の促進	171	職業能力開発についての情報・資料の収集および提供 関係機関との連携による情報収集および市報・ホームページ、ポスター、チラシなどによる情報提供を行い、男女がともに仕事と家庭を両立できるような労働条件の向上、働き続けるための労働環境の整備について啓発をすすめます。	継続	企業立地課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	172	再雇用制度の啓発 関係機関と連携して事業者に対してポスター、チラシなどで啓発するとともに、就労機会拡大のため再雇用制度の普及・促進を図ります。	継続	企業立地課
	173	相談体制の整備 労働者の抱える問題や悩み（突然の解雇、賃金未払い、職場でのいじめ、セクハラなど）に対する「無料労働相談会」を実施し、相談体制の整備により、働きやすい環境づくりをすすめます。	継続	企業立地課
	174	働き方の見直しの推進 男性を含めたすべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、「次世代育成支援対策推進法」の周知を図るなど、働き方の見直しのための取り組みをすすめます。	継続	子ども支援課 人権男女共同参画課 企業立地課
IV-3-(2) パートタイマー、派遣労働者などの労働条件の改善促進	175	情報収集・提供 パートタイマー、派遣労働者などの労働環境、今後取り組むべき課題などについて関係機関との連携により、情報収集および市報・ホームページなどへの掲載、ポスター、チラシによる情報提供を積極的に行います。	継続	企業立地課
	176	権利擁護のためのセミナー開催 関係各機関と連携し、パートタイマー、派遣労働者などの権利擁護に関する情報提供およびセミナーを開催します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター 企業立地課
IV-3-(3) 女性労働についての意識および実態把握の促進	177	あらゆる機会を通じた女性労働の実態の把握 事業者における女性労働の実態を把握するため、指名事業者登録の際に男女共同参画状況報告書により男女共同参画に関する情報の提供について協力を働きかけます。	継続	人権男女共同参画課 契約検査課
	178	女性労働実態調査の実施 市内の事業者を対象とした女性労働に関する意識と実態を把握するため、調査を定期的に行います。	継続	人権男女共同参画課

重点課題



計画を推進するための 体制づくり

施策の基本的方向

1. 拠点施設の設備
2. 総合相談体制の整備
3. 計画の進行管理および総合調整
4. 国・県および関係機関との連携・協力
5. 庁内推進体制の充実
6. 苦情処理制度の活用

重点課題 V

計画を推進するための体制づくり

施策の基本的方向①

拠点施設の整備

行橋市では講座やイベント、団体交流の支援や男女共同参画に関する情報収集および調査・研究を行う拠点として、平成17年6月に行橋市男女共同参画センターを開設しました。男女共同参画センターは市民の誰もが利用しやすく、学習や研修といった多様な市民のニーズに応える機能を充実していきます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-1-(1) 男女共同参画センターの充実	179	男女共同参画センターの充実 男女共同参画プランの総合的な推進のため、拠点施設として男女共同参画センターの充実に努めます。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
V-1-(2) 男女共同参画センターにおける市民の幅広い自主的活動の支援	180	市民団体などが利用しやすい環境整備 男女共同参画社会実現のための総合的な事業展開の拠点となる施設の整備・充実に努め、市民の主体的な活動を積極的に支援します。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター

施策の基本的方向②

総合相談体制の整備

子育てや母子相談、介護、就労、消費者、DV、人権など男女共同参画に関わる問題はあらゆる分野に渡ります。市民の多様な相談に対応するためには、庁内の連携が必要となります。また、ドメスティック・バイオレスやセクシュアル・ハラスメントなどの被害や家庭内の問題などの潜在化を防止し、誰もができるだけ気軽に相談できるような仕組みづくりをします。行橋市においては、男女共同参画センターを拠点として、女性ホットラインの設置などによりあらゆる男女共同参画に関する問題に対応できる相談体制の整備を総合的に進めます。また市民の多様な相談に対して的確に対応できるよう、相談員が研修を受けやすくなるよう機会の確保に努めます。婦人相談員および母子自立支援員は、市民に身近な相談員として重要な位置づけとなります。人権男女共同参画課をはじめ、子ども支援課などの関係機関との連携を図り、相談事業の充実に努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-2-(1) 総合相談体制の整備	181	総合相談体制の整備 男女共同参画センターへの女性ホットラインの設置などにより、あらゆる男女共同参画に関する問題に対応できる総合相談体制の整備を進めます。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター
	182	市民の多様な相談への対応 子育てや母子相談、介護、就労、消費者、DV、人権などあらゆる分野に対応できるよう相談窓口の充実に努めます。	継続	地域福祉課 子ども支援課 健康対策課 介護保険課 企業立地課 商工水産課 人権男女共同参画課

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-2-(2) 総合相談体制の 充実・利用促進	183	相談員の資質向上 相談員の資質向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた研修参加機会の確保をすすめます。	継続	人権男女共同参画課
	184	各種相談事業の充実と相談機関相互の連携 関係機関との連携を図り、婦人相談員および母子自立支援員による各種相談事業の充実をすすめます。	継続	子ども支援課 人権男女共同参画課

施策の基本的方向③

計画の進行管理および総合調整

行橋市における男女共同参画の推進にあたり、社会の状況の変化に対応しながら、市民のニーズに即した施策を充実していきます。そのため、各課との連携を図り、プランの見直しを行い、まずは次期計画にあたる「行橋市男女共同参画プラン(第3次)」を平成26年度に策定します。これと並行して、事業の進捗状況について、毎年評価を行い、その評価結果を市報やホームページなどを通じて公開し、市民に開かれた男女共同参画プランとなるよう努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-3-(1) 計画の進行管理 および総合調整の充実	185	計画の着実な推進と定期的な見直し 各課との連携を図り、5年ごとに事業の見直しを図り、男女共同参画に関する施策の充実に努めます。	継続	人権男女共同参画課
V-3-(2) 計画進捗状況の 評価・公表	186	計画の進捗状況に関する年次報告書の作成・公表 計画の進捗状況に関する評価を行い、年次報告書を作成するとともに、市報・ホームページ、図書館などにおいて広く市民に公表します。	継続	人権男女共同参画課
V-3-(3) 行橋市男女共同参画プラン(第3次)の策定	187	行橋市男女共同参画プラン(第3次)の策定 第2次計画の総括を踏まえ、第3次計画を策定します。	平成26年	人権男女共同参画課

施策の基本的方向④

国・県および関係機関との連携・協力

福岡県内における男女共同参画に関する総合的な施設は福岡県男女共同参画センター「あすばる」をはじめ、12施設があり、それぞれの自治体では総合的な施設を中心に地域の実情にあった男女共同参画社会づくりをすすめています。行橋市においても男女共同参画センターを中心としながら、県および各市町村の男女共同参画センターなどの関係機関と連携し、情報交換および意見交換をすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-4-(1) 国・県および関係機関の 連携・協力体制の充実	188	情報交換・意見交換の充実 県および各市町村をはじめとした男女共同参画センターなど関係機関と連携し、情報交換および意見交換の機会を積極的につくります。	継続	人権男女共同参画課 男女共同参画センター

施策の基本的方向⑤

庁内推進体制の充実

総合的に男女共同参画を推進していく母体として男女共同参画推進本部を継続して設置するとともに、「行橋市男女共同参画を推進する条例」第28条の規定に基づき、学識経験者や事業者、市民による男女共同参画審議会を設置し、プランの進捗状況評価を行います。男女共同参画を推進していくためには、あらゆる職員が男女共同参画についての正しい理解を持ち、その推進に関わっていくことが必要です。職階層別の研修を展開するとともに、研修内容の充実を図るため、参加型プログラムの導入をすすめます。また、臨時職員を含めたあらゆる職員が研修に参加できるような環境づくりに努めます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-5-(1) 庁内推進体制の充実	189	庁内における慣行・慣習の見直しの促進 庁内において、お茶汲みや朝の掃除、机ふきなどを女性が行うなど、性別に基づく固定化した慣行・慣習の見直しをすすめます。	継続	人権男女共同参画課
	190	男女共同参画プランの推進 男女共同参画推進本部を中心に男女共同参画プランの積極的推進および進捗状況の調査、公表を実施します。	継続	人権男女共同参画課
V-5-(2) 男女共同参画審議会の運営	191	男女共同参画に関する進捗状況評価の促進 男女共同参画審議会において毎年、男女共同参画プランに基づき、市における関連施策の進捗状況の評価を行い、市報・ホームページなどで積極的に公表します。	継続	人権男女共同参画課
V-5-(3) 男女共同参画に関する市職員などの職階層別研修の充実	192	職階層別研修の充実 職階層別の現状・課題を把握し、それぞれの階層に応じ男女共同参画の視点に配慮した研修の充実を図ります。	継続	総務課
	193	研修内容の充実 政策決定に関わる市職員が男女共同参画に敏感な視点を養うことができるよう、人材育成基本方針に従い、計画的な研修の実施をすすめます。また、参加型プログラムの導入などにより研修内容の充実を図ります。	継続	総務課
	194	あらゆる職員への研修の参加促進 臨時職員を含め、あらゆる職員の学ぶ機会を確保するための環境づくりをすすめ、研修参加の促進を図ります。	継続	総務課

施策の基本的方向⑥

男女共同参画に関する苦情・意見への対応

「行橋市男女共同参画を推進する条例」第23条において、市が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情、または性別によって人権を侵害された場合の申出に適切かつ迅速に対応するため、男女共同参画苦情処理委員の設置を規定しています。同第24条において、苦情処理委員は、施策を

行う機関に対して、調査・説明・是正・勧告・公表することができ、また、市民からの人権侵害の申出については、調査や関係者に協力を得た上での資料提出・説明、助言、是正の要望などを行うことが果たすべき職務として定められています。申出は市民からの貴重な提案であり、市における男女共同参画の推進の重要な鍵となるものです。市民、事業者への男女共同参画苦情処理制度（※）の周知徹底および活用促進を図ることで、より身近な視点での男女共同参画をすすめます。

基本的施策	No.	事業内容	実施期間	担当課
V-6-(1) 苦情処理制度の周知徹底	195	広報資料の作成・配布 苦情処理制度の利用促進に向けた資料を作成・配布し、広く市民へ周知徹底します。	継続	人権男女共同参画課
V-6-(2) 苦情処理制度の活用促進	196	苦情処理制度の活用 申し出を市民からの貴重な「提案」ととらえ、申し出件数、内容、対応状況などをまとめ、男女共同参画に関する現状分析および課題把握をすすめます。また、出前講座などで市民へ還元することにより、男女共同参画についての意識啓発を図ります。	継続	人権男女共同参画課



付属資料



担当課事業一覧

全 課	39	土木課	42
総務課	39	都市政策課	42
総合政策課	39	区画整理課	42
契約検査課	39	農政課	42
人権男女共同参画課	39	商工水産課	42
環境課	41	企業立地課	42
市民課	41	議会事務局	42
税務課	41	選挙管理委員会	42
地域福祉課	41	農業委員会	42
子ども支援課	41	学校教育課	42
健康対策課	41	生涯学習課	43
生活支援課	42	文化課	43
介護保険課	42	消防本部	43

付
属
資
料

施策項目	No.	事業の内容	実施期間	担当課		
I-1-(1)	1	男女平等な職務分担と職場環境の整備	継続	全 課 共 通		
	6	市の審議会などへの女性の登用拡大				
	I-1-(3)	7			市の委員会への女性の登用拡大	
		8			審議会などの女性委員への支援	
I-2-(1)	11	市民団体などへの女性の参画拡充への取り組みの促進				
I-3-(1)	20	多様な機会を通じての啓発				
I-3-(2)	21	地域社会活動への女性参画の拡大				
II-3-(1)	63	市の刊行物などの表現の見直し				
III-3-(1)	110	講座における託児ボランティアの配置				
I-1-(1)	2	職員採用における男女平等の推進			継続	総 務 課
	I-1-(2)	4				
5		女性管理職の登用促進				
I-3-(2)	23	自治会などの地域を担う団体への啓発の推進				
I-3-(3)	24	災害時の救助・支援対応への配慮	平成 22 年			
	43	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修などの実施				
II-1-(5)	44	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報	継続			
	45	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント相談の充実				
III-4-(2)	121	市職員に対する意識調査				
IV-1-(2)	136	休暇・休業制度の周知および取得促進				
IV-1-(5)	157	地域防犯活動の促進				
	192	職階層別研修の充実				
	V-5-(3)	193		研修内容の充実		
194		あらゆる職員への研修の参加促進				
II-3-(2)	64	メディア・リテラシーに関する学習機会の提供		継続	総 合 政 策 課	
II-4-(2)	66	市内行事を通じた国際交流の促進				
	68	多言語による資料の作成				
II-4-(3)	69	国際交流事業に関する情報提供の拡充				
	71	国際交流事業への参加・参画の促進				
IV-1-(5)	156	交通安全対策の充実				
IV-3-(3)	177	あらゆる機会を通じた女性労働事態の実態の把握	継続	契 約 検 査 課		
I-1-(2)	4	女性管理職の登用状況の把握と公開	継続	人権男女共同参画課		

施策項目	No.	事業の内容	実施期間	担当課
I-2-(1)	12	法律・社会制度を男女共同参画の視点で見直す講座の開催	継続	人権男女共同参画課
	13	女性の政治参加についての意識啓発		
I-3-(1)	19	身近な慣習・慣行の見直し講座の開催		
I-3-(2)	22	男女共同参画地域推進員の配置		
	23	自治会などの地域を担う団体への啓発の推進		
I-4-(1)	26	団体・グループなどの育成支援		
	27	男女共同参画研修などへの参加支援		
I-4-(2)	28	地域人権啓発指導者の研修		
	29	女性人材リストの作成および積極的活用		
II-1-(1)	30	女性の問題に関する相談事業の充実		
	31	性犯罪や買売春などへの対策の充実		
II-1-(2)	32	DVを防止するための啓発		
	33	緊急時の一時避難所確保の検討		
	34	一時保護後の自立のための住宅など支援事業についての情報収集および調査研究		
	35	相談窓口の充実		
II-1-(3)	36	DV被害者の保護		
	37	DV被害者の支援		
II-1-(4)	38	拠点の設置		
	40	子どもの人権に関する法律などの広報啓発活動の推進		
II-1-(5)	42	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発パンフレットの作成		
	43	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修などの実施		
	44	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報		
	45	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント相談の充実		
II-2-(2)	51	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及		
II-3-(1)	62	公的広報ガイドラインの作成		
II-3-(2)	64	メディア・リテラシーに関する学習機会の提供		
II-4-(1)	65	海外研修などへの支援		
II-4-(3)	70	海外における男女共同参画に関する情報の収集・提供		
	75	広報・啓発活動の充実		
III-1-(1)	76	啓発パネルの作成・活用の促進		
	77	啓発資料の作成・配布		
	78	出前講座の実施		
III-1-(2)	80	行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底		
	81	男女共同参画を推進する日・月間の活用		
III-1-(3)	82	市民による公募企画への支援		
	83	自主活動・学習の支援		
III-2-(1)	84	ネットワークの形成支援		
	87	男女共同参画に関する児童生徒の作品募集		
III-4-(1)	88	関連図書および資料の収集・提供の充実		
	115	情報提供体制の充実		
III-4-(2)	116	情報誌の発行		
	117	事業者における男女共同参画状況の調査・研究		
	118	市民意識調査の実施		
	119	女性労働実態調査の実施		
	120	教職員意識調査の実施		
IV-1-(3)	121	市職員に対する意識調査		
IV-2-(1)	150	相談体制の充実		
IV-2-(2)	161	再就職のための情報提供・セミナーの開催		
IV-3-(1)	166	自主的活動を行う団体の支援		
	171	職業能力開発についての情報・資料の収集および提供		
IV-3-(2)	174	働き方の見直しの推進		
	176	権利擁護のためのセミナー開催		
IV-3-(3)	177	あらゆる機会を通じた女性労働の実態の把握		
	178	女性労働実態調査の実施		
V-1-(1)	179	男女共同参画センターの充実		
V-1-(2)	180	市民団体などが利用しやすい環境整備		



施策項目	No.	事業の内容	実施期間	担当課	
V-2-(1)	181	総合相談体制の充実	継続	人権男女共同参画課	
	182	市民の多様な相談への対応			
V-2-(2)	183	相談員の資質向上			
	184	各種相談事業の充実と相談機関相互の連携			
V-3-(1)	185	計画の着実な推進と定期的な見直し			
V-3-(2)	186	計画の進捗状況に関する年次報告書の作成・公表			
V-3-(3)	187	行橋市男女共同参画プラン（第3次）の策定			平成26年
V-4-(1)	188	情報交換・意見交換の充実			継続
V-5-(1)	189	庁内における慣行・慣習の見直しの促進			
	190	男女共同参画プランの推進			
V-5-(2)	191	男女共同参画に関する進捗状況評価の促進			
V-6-(1)	195	広報資料の作成・配布			
V-6-(2)	196	苦情処理制度の活用			
II-2-(4)	58	ごみ減量とリサイクル推進活動への参画促進	継続	環 境 課	
	59	市民による河川清掃への参画促進			
II-4-(4)	72	環境保全に関する学習機会の確保			
	73	環境保全に関する自主活動団体への支援			
	74	環境保護活動への参画促進			
IV-1-(1)	122	公的年金制度の周知促進	継続	市 民 課	
III-3-(1)	107	税に関する啓発活動の充実	継続	税 務 課	
IV-1-(1)	131	障害者（児）における短期入所（ショートステイ）サービスの充実	継続	地 域 福 祉 課	
	132	知的障害者（児）および身体障害者（児）施設の整備・充実	継続	地 域 福 祉 課 (社会福祉協議会)	
	133	相談体制の充実			
	134	専門相談体制の充実			
IV-1-(2)	137	レスパイトケアサービスの整備	継続	地 域 福 祉 課	
V-2-(1)	182	市民の多様な相談への対応			
V-2-(2)	184	各種相談事業の充実と相談機関相互の連携			
II-1-(4)	39	いじめ・不登校・児童虐待などに関する対応ネットワークづくり	継続	子 ども 支 援 課	
	40	子どもの人権に関する法律などの広報啓発活動の推進			
	41	児童虐待防止のための相談事業の充実			
II-2-(2)	52	家庭づくり、家族計画・妊娠・出産に関する講座の充実			
	53	健全な母性育成のための啓発活動の推進			
	54	妊産婦健康診査体制の整備			
II-2-(3)	56	生涯を通じた食育環境づくりの推進			
III-2-(7)	99	幼児保育・教育関係者の研修内容の充実及び参加促進			
IV-1-(1)	130	障害児における療育事業の充実			
IV-1-(2)	136	休暇・休業制度の周知及び取得促進			
	137	レスパイトケアサービスの整備			
	138	行橋市次世代育成支援行動計画の実施			
	140	子育てに関する講座・イベント・子育て教室などの開催			
	141	保育内容の充実			
	142	巡回訪問指導の実施			
	143	託児ボランティアの支援			
144	放課後児童クラブの充実				
IV-1-(3)	149	自立支援事業の充実			
	150	相談体制の充実			
IV-1-(6)	159	子育て支援の総合施設の設置に向けた検討の促進			
IV-2-(4)	168	介護・看護体制の整備			
	169	子育て支援体制の充実			
IV-2-(5)	170	母性保護のための啓発活動の推進			
IV-3-(1)	174	働き方の見直しの推進			
V-2-(1)	182	市民の多様な相談への対応			
V-2-(2)	184	各種相談事業の充実と相談機関相互の連携			
II-1-(4)	41	児童虐待防止のための相談事業の充実	継続	健 康 対 策 課	
II-2-(1)	46	「ゆくはし健幸（健康）プラン」の充実			
	47	各種検診事業の充実			

施策項目	No.	事業の内容	実施期間	担当課
II-2-(1)	48	疾病予防や健康管理の意識向上に向けた啓発活動の推進	継続	健康対策課
II-2-(2)	51	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及		
II-2-(3)	55	食生活についての講座・イベントを通じた地域に根ざした健康づくりの推進		
II-2-(5)	60	健康教育の実施		
	61	健康相談事業の充実		
III-3-(2)	111	あらゆる年代に向けた性に関する講座の実施		
IV-1-(1)	123	疾病・寝たきり予防および健康の保持・増進		
IV-1-(2)	135	生活における自立を目指した学習講座などの開催		
IV-2-(4)	168	介護・看護体制の整備		
V-2-(1)	182	市民の多様な相談への対応	継続	生活支援課
IV-1-(1)	149	自立支援事業の充実	継続	介護保険課
	123	疾病・寝たきり予防および健康の保持・増進		
	124	「地域支援事業」による高齢者への自立支援		
	125	「緊急通報システム」の整備支援		
	126	「老人福祉電話」の整備支援		
	127	食の自立支援事業の実施		
128	就労の場の確保			
IV-1-(2)	137	レスパイトケアサービスの整備		
	146	公的介護保険制度の充実		
	147	介護に関する情報提供および相談体制の充実		
	148	「地域支援事業」による高齢者への自立支援		
IV-2-(4)	168	介護・看護体制の整備		
V-2-(1)	182	市民の多様な相談への対応	継続	土木課
IV-1-(4)	152	生活者にやさしい道路整備	継続	都市政策課
IV-1-(5)	156	交通安全対策の充実		
IV-1-(4)	153	「人にやさしいまちづくり整備計画」の推進	継続	区画整理課
	154	ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅立替事業の促進		
IV-1-(5)	156	交通安全対策の充実		
IV-1-(6)	158	子どもが安全に遊べる公園の整備	継続	農政課
IV-1-(4)	151	駅周辺西口地区土地区画整備事業	継続	商工水産課
I-2-(2)	16	農林水産業における女性の経営参画促進	継続	農政課
	18	情報交換のネットワークづくり		
IV-2-(1)	163	新規就農サポート事業の推進		
IV-2-(2)	164	農・漁業・商工自営業などに従事する労働者の労働条件・生活環境の改善		
I-2-(2)	15	商・工業分野における女性の経営参画促進	継続	商工水産課
	17	漁協女性部の活動支援		
IV-2-(2)	164	農・漁業・商工自営業などに従事する労働者の労働条件・生活環境の改善		
IV-2-(2)	165	「農山漁村女性の日」の活用	継続	企業立地課
	166	市民の多様な相談への対応		
I-2-(2)	15	商・工業分野における女性の経営参画促進	継続	議会議務局
IV-2-(1)	161	再就職のための情報提供・セミナーの開催		
	162	就業支援技術取得講座の実施		
IV-2-(2)	166	自主的活動を行う団体の支援		
IV-3-(1)	171	職業能力開発についての情報・資料の収集および提供	継続	企業立地課
	172	再雇用制度の啓発		
	173	相談体制の整備		
	174	働き方の見直しの推進		
IV-3-(2)	175	情報収集・提供	継続	選挙管理委員会
	176	権利擁護のためのセミナー開催		
V-2-(1)	182	市民の多様な相談への対応	継続	農業委員会
II-1-(5)	43	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修などの実施	継続	学校教育課
I-2-(1)	13	女性の政治参画についての意識啓発	継続	選挙管理委員会
	14	選挙事務などへの女性の参加促進		
I-2-(2)	16	農林水産業における女性の経営参画促進	継続	学校教育課
II-1-(4)	39	いじめ・不登校・児童虐待などに関する対応ネットワークづくり	継続	学校教育課
II-2-(1)	50	薬物乱用防止についての対策		



付属資料

施策項目	No.	事業の内容	実施期間	担当課
Ⅱ-2-(3)	57	食品の安全性に関する学習の実施	継続	学校教育課
Ⅱ-4-(2)	67	国際交流事業の促進		
	85	児童生徒用副読本の活用		
Ⅲ-2-(1)	86	教育課程の編成と教材の見直し		
	87	男女共同参画に関する児童生徒の作品募集		
Ⅲ-2-(2)	88	情報の収集・提供の充実		
	89	進路指導内容の充実		
	90	児童生徒が相談しやすい体制づくりの促進		
Ⅲ-2-(3)	91	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会の実施		
	92	教職員研修の実施		
Ⅲ-2-(4)	93	男女平等教育自主研究の奨励および支援		
	94	啓発冊子の配布		
Ⅲ-2-(5)	95	関係資料などの収集および提供		
	96	教職員に対する研修の充実		
Ⅲ-2-(6)	97	指導内容の充実		
	98	日常における性教育の推進		
Ⅲ-2-(7)	99	幼児保育・教育関係者の研修内容の充実および参加促進		
	100	教育委員会における教育目標の制定		
	101	学校内慣習の見直し		
Ⅲ-2-(8)	102	教育環境の整備		
	103	女性教職員の管理職への積極的登用		
	104	育児・介護休業など取得の促進		
Ⅲ-4-(2)	120	教職員意識調査の実施		
Ⅳ-2-(3)	167	子どもたちへの労働観・職業観の育成		
Ⅰ-1-(4)	9	社会教育指導員への女性の登用促進	継続	生涯学習課
Ⅰ-2-(1)	12	法律・社会制度を男女共同参画の視点で見直す講座の開催		
	13	女性の政治参加についての意識啓発		
Ⅱ-2-(1)	49	市民健康づくりクラブやスポーツクラブなどの充実		
Ⅱ-2-(2)	51	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及		
Ⅱ-3-(2)	64	メディア・リテラシーに関する学習機会の提供		
Ⅲ-1-(1)	75	広報・啓発活動の充実		
	105	学習機会の確保		
Ⅲ-3-(1)	106	体験学習活動の充実		
	109	情報提供の充実		
	108	ITに関する学習機会の確保	平成22年	
Ⅲ-3-(2)	111	あらゆる年代に向けた性に関する講座の実施	継続	生涯学習課
Ⅲ-3-(3)	112	男女共同参画研修の推進		
	113	社会教育指導員への女性の登用促進		
Ⅲ-4-(1)	115	情報提供体制の充実		
Ⅳ-1-(1)	129	行橋京都地区高齢者はつらつ活動拠点事業の開催		
Ⅳ-1-(2)	139	親子のふれあいを取り入れた講座などの開催		
	145	子育て、介護教室の開催		
Ⅳ-1-(4)	155	公的施設における施整備の促進		
Ⅳ-1-(6)	160	アンビシャス広場事業の実施		
Ⅰ-1-(4)	10	文化財調査委員会への女性の登用促進	継続	文化課
Ⅲ-1-(1)	79	図書館を利用した啓発活動の促進		
Ⅳ-1-(4)	155	公的施設における施設整備の促進		
Ⅰ-1-(1)	3	女性消防職員の採用に向けた取組みの推進	継続	消防本部
Ⅰ-3-(3)	25	地域の防災活動への女性参画		

用語解説

【あ 行】

IT

Information Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報技術が急速に発展し、企業経営やコミュニケーションにまでその応用範囲を広げている技術・手法を総じた呼称。

アンビシャス広場

地域の公民館や集会所、学校の余裕教室などを活用して放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、友だちと遊んだり、本を読んだり、話をしたり、大人やお年寄りから何かを学ぶなど、子どもの自由な発想で思い思いに過ごすことができる居場所をつくり、子ども同士や大人、高齢者とのふれあいを図る事業。

育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年5月施行）で設けられている休業制度で、男女労働者が申し出を行うことによって育児、家族の介護又は子どもの看護のための休暇を取得することができる制度。

【か 行】

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

苦情処理制度

「行橋市男女共同参画を推進する条例」に定められており、市の男女共同参画政策に対する意見や、男女の性差による人権侵害等に関する申し出を受け付け、改善を図る制度。



子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約である。1989年11月20日に国連総会において採択され、2006年12月現在で193の国と地域が締結している。本条約は、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1959年の「子どもの権利宣言」を受けて成立した。

前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。その中には、子どもの「情報へのアクセス権」を定めた第17条や、子どもの「性的搾取からの保護」を定めた第34条などが含まれる。

【さ 行】

ジェンダー

社会的・文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄を示すセックスとは区別される。

ジェンダー・バイアス

男女の役割について固定的な観念を持つこと。社会の女性に対する評価や扱いが差別的であることなどを指す。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行に対する総合的な取り組みを推進するために平成15年7月に制定された法律。この法律では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画の策定を全国の市町村に義務付け、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画を策定した旨を（行動計画そのものを届け出る必要はない）都道府県労働局に届け出る義務がある。

食育

「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材などを適切に理解するために必要な全国的な情報提供活動や地域における実践活動などを行うこと。

セクシュアル・ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

【た 行】

ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった相手からふるわれる暴力。家庭内の出来事で被害が潜在化することが多い。身体的暴力だけでなく精神的な暴力も含む。DV被害者を守るための法律として「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が平成13年10月から施行されている。

【は 行】

プロジェクトA

不登校・いじめ・少年非行などの児童生徒の問題行動に対して、家庭・地域・学校・関係機関が互いに連携し、一体となってこれらの問題行動などの予防、解決に向けた取り組みを行う地域支援システム。

【ま 行】

メディア・リテラシー

メディア(新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、インターネットなど)から発信される情報を主体的に読み解く能力のこと、また、メディアを使って表現する能力を指す。メディアの送りだす情報は、往々にして、男性の送り手(編集者や制作者)による、男性のための(男性の読者や視聴者を強く意識した)、男性からの視点の内容である場合が多く、こうした点を見極める能力を養う必要がある。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

すべての人が使いやすいように意図してつくられた製品や情報、環境のデザインのこと。



【ら 行】

ライフステージ

人生の時期的な区分のことで、一般には幼年期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。また家庭においては、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老父期などに分けられる場合もある。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」のこと。平成 6（1994）年カイロで開かれた国連の国際人口・開発会議から注目された考え方。単に病気がないや、病的な状態がないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも健康で満足できる性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利を持つこと。この権利は男女双方に認められるべきですが、カップルの間で意見が異なる時は、妊娠や出産を行う当事者である女性の意見が尊重されるべきだと考えられている。

レスパイトケア

障害や慢性疾患などのある子どもを持つ家族の負担を減らし、地域での生活を支える家族援助のこと。

レファレンス機能

何らかの情報あるいは資料を求めている利用者に対して、職員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること、およびそれにかかわる諸業務のこと。情報サービスのうち、人的で個別的な援助形式をとるものをいい、利用案内（指導）と情報あるいは資料の提供との2つに大別される。

【わ 行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

1990年代のアメリカで生まれた「やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させる」という考え方。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。また、男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいう。WLB。

行橋市男女共同参画を推進する条例

(行橋市条例第 15 号 平成 15 年 12 月 24 日公布 平成 16 年 4 月 1 日施行)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第 9 条～第 22 条)

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員 (第 23 条～第 27 条)

第 4 章 行橋市男女共同参画審議会 (第 28 条)

第 5 章 雑則 (第 29 条)

附則

前文

わたしたちの憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、また国は、男女平等に向けた様々な施策を、国際社会の取り組みとも連動させながら進めてきました。平成 11 年には、男女共同参画社会基本法が制定されました。そこでは、すべての個人が性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

男女共同参画とは、単なる「参加」ではなく、政治的、経済的、社会的及び文化的など社会のあらゆる意思決定の場において、男女が自らの意思と責任を意識し、積極的に取り組むことを意味しています。

行橋市は、男女共同参画プランを策定し、男女平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めてきました。しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方や習慣が、依然としてあらゆる分野に根強く残っています。このような状況から、男女を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性を尊重される社会を築くため、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に支え合う社会を形成することが緊急かつ重要な課題となっています。

ここに行橋市は、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進して、真の「男女共同参画社会・行橋市」の早期実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権が尊重され、性

別に関わりなく、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。

(4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及び自治会・各種団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス (DV) 配偶者等の男女間における精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民、及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の形成のため積極的に取り組まなければならない。

(1) 男女が性別により差別的な取り扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されること。

(2) 「男は仕事、女は家庭」といった、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行をなくすように努めること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

(4) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を実現するための配慮がなされる



こと。

- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活が、働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなどと両立できるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されること。
- (7) 男女共同参画の推進には、少子高齢化の諸問題及び特質を踏まえた配慮がなされること。
- (8) 男女共同参画社会の形成の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにも配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、国、県その他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け理解を深め、あらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等に対して勇気をもって訴え、弱者が泣き寝入りすることなくその根絶に向けて行動するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、積極的格差是正措置等により、男女が、職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する

施策に協力するよう努めなければならない。

- 4 事業者が、市と工事請負等の契約を希望し、業者登録をする場合、市は男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 すべての人は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長又は連想させる表現を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、行橋市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画基本計画の見直しを図らなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

- 2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置等の改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(政策決定過程への女性の参画促進)

第11条 市は、政策の決定過程への女性の参画を高

めるため、市の審議会等の委員選出に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の十分の四未満とならないよう努めなければならない。

(就業における模範的措置)

第12条 市は、就業の場における男女共同参画推進の模範を示すため、次の各号を旨とした施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 女性職員の比率を高め、職域の拡大を図るとともに、能力開発等により管理職等への女性の登用率を高めるための施策
- (2) 職員が、育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を、性別にかかわらず活用できる環境づくり
- (3) 男女共同参画についての積極的な職員研修

(市民の理解を深めるための措置)

第13条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供する。

- 2 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずる。
- 3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園、幼稚園)、学校教育(小学校、中学校)、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行う。

(家庭、職域及び地域における活動への支援)

第14条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行う。

(家庭生活に関する措置)

第15条 市は、家族を構成する男女が、性別に関わりなく、育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農林水産業及び自営商工業分野における推進)

第16条 市は、農林水産業及び自営の商工業の分野において、方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画の日・月間)

第17条 市は、市民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取り組みへの意欲を高めるため、男女共同参画の日及び推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画の日は6月第3土曜日とし、6月を推進月間とする。
- 3 市長は、男女共同参画の日に、男女共同参画に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

る。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査研究を行う。

(国際的な協力のための措置)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な措置を図るため、海外の諸地域との情報交換その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第20条 市は、市民及び事業者とのパートナーシップによる実践、交流、研修及び啓発を進めるための体制の整備に努めるとともに、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を設置する。

(財政上等の措置)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置等を講じなければならない。

(年次報告)

第22条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(苦情の処理)

第23条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市民(及び事業者)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民(及び事業者)は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、規則で定める手続により苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第24条 苦情処理委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において必要に応じて、前条第1項の施策を行う機関(以下「機関」という。)に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、調査すること。



- (2) 前号の調査を行う場合、必要があると認めるときは、当該機関に出席を求め、事情を聴くこと。
- (3) 前2号の調査の結果、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
- (4) 前号の勧告等が行われた場合において、当該機関に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を公表すること。
- (5) 前条第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め必要に応じて、出席を求めて事情を聴き、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

(定数等)

- 第25条 苦情処理委員の定数は、3人以内とし、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一方の性で占めてはならない。
- 2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。
 - 3 苦情処理委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、3期を限度とする。
 - 4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
 - 6 市長は、苦情処理委員がその職務遂行上に必要があると認めた場合、苦情処理委員の職務を補助する者を置くことができる。

(責務)

第26条 苦情処理委員及び補助する者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、苦情の処理に関し、必要な事項は規則で定める。

第4章 行橋市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

- 第28条 市に、行橋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 男女共同参画基本計画に基づき、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定により、その権限に属させられた事務
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 女性委員の数は、委員の総数の2分の1未満であってはならない。
- 5 特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、任務を終えるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 事業者が推薦する者
 - (3) 公募市民
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。ただし、2期までとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。(男女共同参画推進会議設置条例の廃止)
- 2 行橋市男女共同参画推進会議設置条例(平成12年行橋市条例第1号)は、廃止する。

ともに輝く男女共同参画都市 ゆくはし宣言

豊かな水と緑うるおう^{みやこ}京都平野に
平等と平和が満ちるよう

輝こう

わたしはわたしらしく
あなたはあなたらしく

はぐく
育もう

こころ豊かな子どもたちを

性別のかべ 年齢のかべ
国籍のかべをのりこえて

さんかく
参画しよう

家庭で 地域で
職場で 学校で

ひと（女）とひと（男）が
社会の対等なパートナーとして
喜びも責任も分かちあい
いきいきと暮らせるまちをめざして

行橋市は
ここに「男女共同参画都市」を
宣言します

平成17年11月5日

行橋市

第2次 行橋市男女共同参画プラン（後期計画）
ゆくはしアクションプラン21

平成22年3月

発行：行橋市 編集：人権男女共同参画課

〒824-8601

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

TEL 0930-25-1111（代表）